# 「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について」に対する関係地方公共団体の長、 関係利水者の回答について

国部整河環第18号 ダ事第 26 号 令和6年6月21日

岐阜県知事 様

国土交通省中部地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長 (公印省略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに木曽川水系連絡導水路事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」 (以下「実施要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民から意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「木曽川水系連絡導水路事業の対応方針 (原案)」を記載した別添資料「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原 案)案」(以下「報告書(原案)案」という。)を作成しましたので、「実施要領細目」 第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する関係地方公共団体 の長である貴職のご意見を、令和6年7月22日までに、ご回答いただきますようお願 いいたします。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

#### <問い合わせ先>

国部整河環第18号 ダ事第 26 号 令和6年6月21日

愛知県知事 様

国土交通省中部地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長 (公印省略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに木曽川水系連絡導水路事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」 (以下「実施要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民から意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「木曽川水系連絡導水路事業の対応方針 (原案)」を記載した別添資料「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原 案)案」(以下「報告書(原案)案」という。)を作成しましたので、「実施要領細目」 第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する関係地方公共団体 の長である貴職のご意見を、令和6年7月22日までに、ご回答いただきますようお願 いいたします。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

#### <問い合わせ先>

国部整河環第18号 ダ事第 26 号 令和6年6月21日

三重県知事 様

国土交通省中部地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長 (公印省略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに木曽川水系連絡導水路事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」 (以下「実施要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民から意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「木曽川水系連絡導水路事業の対応方針 (原案)」を記載した別添資料「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原 案)案」(以下「報告書(原案)案」という。)を作成しましたので、「実施要領細目」 第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する関係地方公共団体 の長である貴職のご意見を、令和6年7月22日までに、ご回答いただきますようお願 いいたします。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じていただきますようお願いいたします。

#### <問い合わせ先>

国部整河環第17号 ダ事第 27 号 令和6年6月21日

愛知県知事 様

国土交通省中部地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長 (公印省略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに木曽川水系連絡導水路事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」 (以下「実施要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民から意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「木曽川水系連絡導水路事業の対応方針 (原案)」を記載した別添資料「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原 案)案」(以下「報告書(原案)案」という。)を作成しましたので、「実施要領細目」 第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する関係利水者である 貴職のご意見を、令和6年7月22日までに、ご回答いただきますようお願いいたしま す。

#### <問い合わせ先>

国部整河環第17号 ダ事第 27 号 令和6年6月21日

名古屋市長 様

国土交通省中部地方整備局長 独立行政法人水資源機構理事長 (公印省略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに木曽川水系連絡導水路事業に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省中部地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」 (以下「実施要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「木曽川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民から意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「木曽川水系連絡導水路事業の対応方針 (原案)」を記載した別添資料「木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原 案)案」(以下「報告書(原案)案」という。)を作成しましたので、「実施要領細目」 第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する関係利水者である 貴職のご意見を、令和6年7月22日までに、ご回答いただきますようお願いいたしま す。

#### <問い合わせ先>

河第295号 水資第92号 令和6年7月24日

国土交通省中部地方整備局長 佐藤 寿延 様独立行政法人水資源機構理事長 金尾 健司 様

岐阜県知事 古田 肇

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け国部整河環第18号及びダ事第26号で意見を求められた標記 のことについて、下記のとおり回答します。

記

本事業は、可茂・東濃地域の渇水被害を大きく軽減するとともに、魚類等の生息環境の保全に資する重要な事業であるため、検討の結果、『木曽川水系連絡導水路事業については、「継続」することが妥当であると考えられる』とした対応方針(原案)に異存はない。なお、事業の実施にあたっては、別紙の事項について十分配慮されたい。

担当所属	県土整備部	河川課	企画環境係
担当係長		担 当	
電話番号			
e-mail			

担当所属	都市建築部 水資源課 水資源係
担当係長	担当
電話番号	
e-mail	



参考資料7-6

河第295号 水資第92号 令和6年7月24日

国土交通省中部地方整備局長 佐藤 寿延 様独立行政法人水資源機構理事長 金尾 健司 様

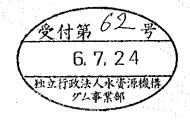
岐阜県知事 古田 肇

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

令和6年6月21日付け国部整河環第18号及びダ事第26号で意見を求められた標記 のことについて、下記のとおり回答します。

記

本事業は、可茂・東濃地域の渇水被害を大きく軽減するとともに、魚類等の生息環境の保全に資する重要な事業であるため、検討の結果、『木曽川水系連絡導水路事業については、「継続」することが妥当であると考えられる』とした対応方針(原案)に異存はない。なお、事業の実施にあたっては、別紙の事項について十分配慮されたい。



担当所属	県土整備部 河川課 企画環境係
担当係長	担当
電話番号	
e-mail	

担当所属	都市建築部 水資源課 水資源係
担当係長	担当
電話番号	
e-mail	

- 1 環境に関すること
- (1) 貴重な地域資源である長良川、木曽川、揖斐川の水環境、周辺地域への環境に十分配慮すること。

#### <特に配慮・検討を求める事項>

- ①導水路トンネルの周辺及び木曽三川の中下流地域で利用されている地 下水への影響
- ②世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」
- ③長い歴史と伝統を誇る「ぎふ長良川の鵜飼」
- ④長良川の放流が見込まれる箇所の直近の下流にある「御料場」
- ⑤長良川への放水実施基準や放水地点の設定
- ⑥文化財保護法に基づく名勝木曽川の景観 (放流口など人工構造物ができることによる景観への影響)
- ⑦木曽川における特別天然記念物「オオサンショウウオ」及び天然記念 物「イタセンパラ」
- ⑧導水路による外来魚の分布拡大リスク増大への対策 (生息状況の調査・把握を含む)
- ⑨異常渇水が長良川の漁業資源に与える影響と、導水路がある場合に得られる改善効果に関する事前の検討・評価
- (2) 環境レポート(案) については、公表から15年が経過し、この間、気象状況、河川内の地形、動植物の生息状況など、環境は大きく変わってきていることから、調査の項目や手法の検討も含め、全体を見直すこと。
- 2 コスト縮減に関すること

事業費の増額については、現場条件、物価の変化、建設業の働き方改革、 消費税率の引き上げ、工期の延期によるものなどを概算で積み上げたもの であり、また、複数の代替案の中でコスト比較が行われ、導水路案が最も 安価であると示されており、大筋においてはやむを得ない。ただし、今後 詳細なルート検討を進めるにあたっては、県財政への影響にも鑑み、最新 の知見や技術を取り入れ可能な限り縮減を図るとともに、事業予算の平準 化に努めること。

#### 3 水系総合運用に関すること

木曽川水系連絡導水路により、徳山ダムを含む木曽川水系ダム群を一体 運用する水系総合運用を行うことによって、異常渇水時における可茂・東 濃地域の取水制限の緩和が期待され、渇水時以外においても可茂・東濃地 域にとって大いに有効であると思われるため、水系総合運用を実施するこ と。

- 4 その他事業の実施にあたって留意すること
- (1) 引き続き関係者の認識をしっかりと共有しながら、丁寧かつ速やかに検証を終えて、事業を推進すること。
- (2) 地元の意向を尊重し、水源地域等の振興が着実に進められるよう協力すること。
- (3) 地域住民、営農者、漁協者等への説明の機会を設けること。
- (4) 徳山ダムの渇水対策容量の運用にあたっては、ダムが枯渇するような危機 的な渇水の発生時においても、互譲の精神に基づく渇水調整を行うこと。
- (5) 木曽川水系河川整備計画に記載されているとおり、根尾川においても、異常渇水時に瀬切れ等が発生しないよう緊急水を補給し河川環境の改善に努めること。
- (6) 導水路施設整備が予定されている9市町には、国・県・市町の指定文化財や 埋蔵文化財包蔵地があるため、事業実施にあたっては、文化財に与える影響について関係機関と協議し、必要に応じて適切な対策を講じること。
- (7) 導水路トンネルの周辺地域で実施される他事業や各種施設への影響について検討するとともに、法令等に則り適切な対応を行い、異状が生じた場合には速やかに関係者への情報共有を行うこと。

6 水資第 8 5 - 1 号 令和 6 年 7 月 2 2 日

国土交通省中部地方整備局長 殿独立行政法人水資源機構理事長 殿

愛知県知事

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

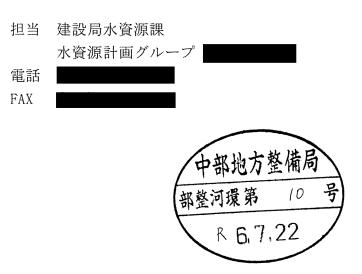
令和6年6月21日付け国部整河環第18号・ダ事第26号で意見聴取がありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、意見はありません。

なお、本事業の着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

また、関係市町の長の意見については別添のとおりです。

記

- 1 本事業の「コスト縮減」及び「効果」について、しっかりと検証されたい。
- 2 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 3 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないように されたい。
- 4 関係市町の意見を尊重し、丁寧に対応されたい。



6水資第85-1号 令和6年7月22日

国土交通省中部地方整備局長 殿独立行政法人水資源機構理事長 殿

愛知県知事

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取 について (回答)

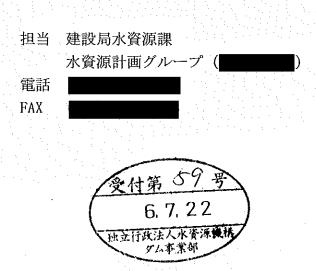
令和6年6月21日付け国部整河環第18号・ダ事第26号で意見聴取がありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、意見はありません。

なお、本事業の着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記の とおり要望します。

また、関係市町の長の意見については別添のとおりです。

記

- 1 本事業の「コスト縮減」及び「効果」について、しっかりと検証されたい。
- 2 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 3 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないように されたい。
- 4 関係市町の意見を尊重し、丁寧に対応されたい。



6一宫治水発第72号 令和6年6月27日

愛知県知事 大村,秀章 様

一宮市長 中野 正康

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

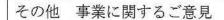
令和6年6月21日付け6水資第73号によりご照会がありましたことにつきまして、 別添様式1及び別添様式2のとおり回答いたします。

担 当 建設部治水課

雷 話



報告書	(原案)案に対	けするご意見		
· 榜	討を積み重ね、	原案の作成に感謝いたします。	6	Ü
			e *	
			6	
			*	
	8			



- ・木曽川の「水量の確保」「景観の維持」「水質悪化の防止」などに期待します。
- ・引き続きコスト縮減に努めていただくとともに、周辺環境に十分な配慮をしていただきたい。

6瀬都水第83号 令和6年6月24日

愛知県知事 大村秀章 殿

瀬戸市長 川 本 雅 之

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号の照会については、別添様式1及び様式2のとおりです。

担 当 瀬戸市都市整備部水道課電 話FAXメール



報告書	(原案)	案に対するこ	ご意見				
・意見		検証を進めて	ていただく	(ことに異る	ないません	٠ ١	
					, 0, , 0, 2,		
				•			
					*		
2							
					187		

その他 事業に関するご意見

・安定的な水源の確保は大変重要なことであり、導水路が早期に実現することは、水 道の利用者である市民などにとっても、安心した生活につながることと考える。 しかしながら、水道事業は公営企業であり利用者からの水道料金による収入が事業 運営のすべてであり、運営経費が増えれば、必然的に利用者にも負担をお願いする ことになる。

ついては、導水路事業の建設コストに関し物価高騰の影響等を踏まえ見直した結果、 当初に比べ大幅に増額となっているため、ぜひとも、今後の検討においてコスト縮 減に努めていただきたい。

また、今後の事業推進においては、引き続き、進捗状況等について積極的に情報提供をお願いしたい。

6春上下経第 373 号 令和 6年 6月 26日

愛知県知事 大村秀章 様

春日井市長 石 黒 直 樹

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号の照会については、別紙のとおりです。

連絡先 上下水道部上下水道経営課計画担当

雷 話

メール



告書 (原案)	案に対するご意見	
意見なし。		
		,
	9	

その他	事業に関す	するご意見			 _
意見					 6: E
1					
		9			
					31
			¥0		
£R					**
					İ

6 都整第75号令和6年7月5日

愛知県知事 大 村 秀 章 様

津島市長 日 比 一 昭

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取 について (回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号で照会のありましたこのことについては、別添様式1及び様式2のとおり回答します。

(取扱担当 建設産業部都市整備課管理G

電話



報告書 (原案) 案に	対するご意見	
報告書はこの事業の	のこれまでの経緯がわかりやすく	、まとめられている。
8		
£		. 8
	ž. *	
		v

#### その他 事業に関するご意見

当市をはじめとする海部地域では木曽川から多くの水を取水し、農業用水をはじめとして様々な用途に活用をしていることから、今後も機会のあるごとに木曽川の水を利用する方たちへの十分な説明を行い、不安を取り除いていただけるよう努めてもらいたい。

渇水期に木曽川の流量が減ると生態系が壊れることを懸念しており、流量を確保できるこの事業で、もう少し流量を増やしてもらい安定供給されることを望んでいます。なお、供給された水によって、水の質が変わり生態系等に影響を及ぼさないよう努めていただきたい。

この事業は、大型の公共工事となるため、多くの市民の目が向けられています。事業に対する費用対効果を事業中でもしっかりと検証し見直すところがあれば修正していくとともに、どのような負担となっていくか不明ではあるが、建設コストや維持管理コストの負担が利用者に過大にならないように努めていただきたい。

刈水第123号 令和6年6月27日

愛知県知事 大 村 秀 章 様

刈谷市水道事業 刈谷市長 稲 垣 武 (公 印 省 略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号の照会について、別紙のとおり回答します。

連絡先 刈谷市役所水資源部水道課工務係

電 話 FAX 電子メール



報告書	(原案)	案に対するご意見
	5	
	1	
		#! *
		38 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ï		
	- 108	
d C		
8.		
		+
ů ú		
Ś	*	
	,	

その他 事	業に関するご	意見				Si .
徳山ダム	で開発した水	道用水 2.3	3m3/s 1	愛知用水地:	域の水道として給	水する計画
となってい	るが、これに	よる愛知県	:水道用水	くの供給単価	への影響について	は関係市町
村と十分協	議していただ	きたい。				
	•	80				
		ii				
					*	
		W =				

愛知県知事 大村 秀章 様

大山市水道事業 大山市長 原 欣 伸 (公 印 省 略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号にて依頼のありました標記の件につきまして別 紙のとおり回答します。

犬山市都市整備部水道課

担当: 電話 FAX E-mail



#### 報告書(原案)案に対するご意見

本事業を進めるにあたり、当市として

- 1. 水の安定供給
- 2. 低廉な水の供給
- 3. 木曽川の環境保全

が重要と考えており、この3点について考慮いただきたい。

今回の報告書においては、その3点を含んだ評価軸にて評価がされており、総合的な評価として「木曽川水系連絡導水路」が最も有利であると報告されており、本市としてその結論について異存はありません。

その他	事業に関するご	意見
事業費の	の増加に伴い、	最終的に水道料金の値上がりに繋がることのないようお願い
します。		
	9	
		¥)
		9
		7
€		

6 江水第82号 令和6年6月26日

愛知県知事 大村 秀章 様

江南市長 澤田和延 (公 印 省

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付6水資第73号にて照会のありましたこのことについ ては、別添のとおりです。

> (担当) 江南市水道事業 水道部 水道課 経営・業務グループ

電話 FAX

e-mail



#### 報告書(原案)案に対するご意見

木曽川水系連絡導水路事業に代わる対策案と比較した結果、木曽川水系連絡導水路がコスト、実現性等最も有利である。

異常渇水時の木曽川水系の正常な機能の維持及び水道水等の安定供給を図るため、 木曽川水系連絡導水路事業の事業促進について要望いたします。

その他	事業に関す	るご意見			
特になり					
		*			
e					
		ā			
				*	
			*		
		£]			

#### 愛知県知事 大村 秀章 様

稲沢市長 加藤錠司郎

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答) 令和6年6月21日付け6水資第73号で照会のありました標記につきまして、別紙の とおり回答します。

連絡先	
稲沢市建設部治水課	, p
担当者	
電話	
FAX	
E-mail	



	報告書(原案)案に対するご意見
	報告書(原案)について、内容に異論はありません。
	引き続き、対応方針の決定などを迅速に進めていただき、導水路の建設に早期に着手
	できるようお願いします。
	×
1	
	*

### 

別添様式2】							
その他 事業に関するご意見							
長期間に及ぶ事業の検証に係る検討が進められ、方針決定に至ろうとしています。 今後においても、検討期間等が長期に及ぶとコストの増大が懸念されますので、建							
ます。							
75							
9							
Els.							
in the second se							

水第16号 令和6年(2024年)6月26日

愛知県知事 殿

東海市水道事業 東海市長 花田 勝重

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

このことについて、令和6年(2024年)6月21日付け6水資第73号で照会のありました件につきましては、添付資料のとおりです。

担当 東海市役所 水道部水道課 給配水グループ

電話

メール



報告書(原案)	案に対するご意見	
特になし		
e		
is .		

その他 事業に関するご意見	
	4
特になし	N.
III II	
9	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	e .
er e	
2	

6大水工第295号 令和6年6月27日

愛知県知事 大村 秀章 殿

大府市水道事業 大府市長 岡 村 秀 人

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号で照会のありました上記件名のことについて、下記のとおり回答しますのでお願いします。

記

1. 別添様式1及び様式2のとおり

以上



報告書(原案)案に対するご意見	
特になし	
	,
	Ì

その他 事業に	<b>二関するご意見</b>		
特になし			
	<u>\$</u>		
		12	
		÷	
	線		
			9
		8	
			·

6 水 第 1 7 2 号 令和6年6月25日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

尾張旭市水道事業 尾張旭市長 柴 田 浩 (公印省略)

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答) このことについて、別添のとおり回答いたしますのでよろしくお願いします。

担当	上下水道部上水道課工務係	
電話	The same and the s	
内線		



報告書	(原案)	案に対するご意見		
意見な	L			
				ž <u>¥</u>
				¥
	**			
			55	

45	その他 事業に	関するご意見
	意見なし	
		*
		$\nu_{\mathrm{n}}$
		·
		*
L		

6 高水第 3 7 号 令和 6 年 6 月 2 4 日

愛知県知事 大村秀章様

高浜市長 吉 岡 初 浩

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号の照会については、別紙の通りです。

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 高浜市役所都市政策部上下水道グループ

	水道担当	
		内線(
E-mail:	1000	160



報告書(原案)案に	対するご意見	
特になし。		
		i.v
	E	
	*	
		9

その他 事業に関するご意見	
特になし。	
	*
u.	*
"	э.
	•
	<i>a</i>
9	
	X.
	* *
8	

6愛西土第430号 令和6年6月27日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛西市長 日永 貴章

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号にて照会のありましたこのことについて、別添のとおり回答いたします。

担当:産業建設部土木課

電話:



報告書 (原案)	案に対するご意見			
利水及び流力	水の正常な機能の維持	寺の観点から種々	の案が提示され、	精査したところ
木曽川水系連絡	格導水路案が、最も有	有利な案とのこと	について、異論は	はない
				5
i				
Se				

#### その他 事業に関するご意見

愛西市は木曽川下流域に位置し、レンコンや稲作などの田園風景が広がっている。 農地はもちろん、日常生活において使われる水は木曽川の水に依存している。

また、近年は憩いの場として河川空間の活用が進み、レクリエーションの拠点やレガッタ等のスポーツの普及など、川を利用した新しい取り組みを行っている。

しかし、昨今の異常気象や気候変動による浸水被害が大きく取りざたされるなか、 身近にある水が使えなくなり、日常生活が脅かされる異常渇水についても大いに懸念 されるところである。

当該事業により、木曽川の流水の正常な機能の維持が図られ、安心した生活につながる。また良好な河川環境が構築され、人々の賑わいや交流につながる。

事業に係る建設コスト、維持管理コストなどのコスト縮減に努めていただき、また、 水を利用する方たちへの十分な説明とともに、進捗状況の情報発信をお願いしたい。

6 弥 土 第 6 1 号 令和 6 年 6 月 2 6 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

弥富市長 安藤 正明

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付、6水資第73号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



### 報告書(原案)案に対するご意見

市のほぼ全域が海抜ゼロメートル地帯の極めて平坦な地形であり、また、濃尾平野 地盤沈下防止等対策要綱の対象地域である当市において、渇水時は短期的な地下水低 下による地盤沈下への影響が危惧されます。

河川環境保全のためには、「流水の正常な機能の維持」が大変重要です。木曽川水系の少雨化傾向等、近年の気象変動を考えますと、原案のとおり早期に進められることを期待します。

# [5

別添様式2】							
その他 事	業に関するご意見						
物価上昇	や働き方改革等の	社会経済情勢の	の変化によ	り事業費	の増加な	が見込まれ	てい
ますが、今	回の検討結果を踏	まえ、今後の	事業実施に	あたり負	担軽減の	のために更	なる
コスト縮減	に取り組んでいた	だきたいです。					
				œ.			
		*					
- 1							

6扶土第 376 号 令和6年6月26日

愛知県知事殿

扶桑町長 鯖 瀬 武

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取 について (回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号で照会のありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案につきましては、意見ありません。



報告書(原案)	案に対するご意見
意見はあり	りません。
*	
*	
£	

その他 事業に関するご意見								
意見はありません。								
2	×							
		×						
		*						

6 愛総第 4 3 号 令和6年6月26日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知中部水道企業団 企業長 近 藤 裕 貴

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け6水資第73号により照会のありましたことについては、別紙のとおりです。

担	当	総務課	庶務人事グループ	
電	話	W	ora Social Market St 20 St.	
FA	X			
メー	ール		and the street of the street o	



報告書(原案)	)案に対するご意見		
1000000 - 10000000000000000000000000000	を享受する団体として、	ダム事業検証に対し意見をi	述べるべきものはあ
りません。			
(*)			
9			
2 2			
			s
	□ 2 ∞		

#### その他 事業に関するご意見

本企業団は、愛知用水地域における水道事業者として、水源のほとんどを木曽川水 系に依存し、平成6年の大渇水においては非常に厳しい経験をしました。この経験を 踏まえ、気候変動によるリスクの発生を予期することができないことから、大規模災 害への備え及び安定的な水源の確保は、水道事業者の責務であり、大変重要な課題と 捉えております。

しかしながら、大規模災害への備えや安定的な水源の確保の観点から、木曽川水系連絡導水路の実現には一定の理解を示しますが、異常渇水時の緊急水の補給においては、現状バックアップ水源として、阿木川ダム、味噌川ダムの運用が始まり、実質的な取水制限がない状況であります。また、新規利水の供給においては、本企業団では既に配水量の減少が起きており、今後も水量の増加が見込まれないため、将来的な県営水道受水費用の上昇、本企業団への事業経営に多大な影響を与えることが想定され、最終的に水道利用者への負担転嫁、負担増となることが心配されるところであります。

したがいまして、上記の理由から、木曽川水系連絡導水路事業が過剰な投資とならないか懸念されるところでありますので、本企業団の構成団体としては賛成しかねると意見します。

なお、事業費は、当初計画と比べ約 2.5 倍の増額となることが見込まれており、今後も時間をかければかけるほどコストは増大していくことが考えられることや、既存の施設においても今後の維持管理費が膨大になるため、新規事業にあたっては、事業の精査、コスト縮減を始め、慎重さが当たり前に求められることを意見します。

また、水道利用者に対する説明責任を踏まえ、将来的な費用負担額の見通しを示す とともに、分かりやすい情報の発信、共有に努めていただきたいことを併せて意見し ます。

県土第09-56号 令和6年7月18日

国土交通省 中部地方整備局長 佐藤 寿延 様



木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け国部整河環第18号、ダ事第26号による意見聴取 について、下記のとおり回答いたします。

記

「木曽川水系連絡導水路事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした報告書(原案)案については、異存ありません。

今後は、速やかに対応方針を決定しダム検証を終えるとともに、早期着工を 望みます。

また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減により事業費の縮減に努めていただきたい。

事務担当:県土整備部河川課

ダム班



参考資料7-60

県土第09-56号 令和6年7月18日

独立行政法人水資源機構理事長 金尾 健司 様



木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

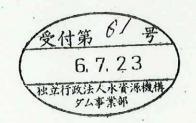
令和6年6月21日付け国部整河環第18号、ダ事第26号による意見聴取 について、下記のとおり回答いたします。

記

「木曽川水系連絡導水路事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした報告書(原案)案については、異存ありません。

今後は、速やかに対応方針を決定しダム検証を終えるとともに、早期着工を 望みます。

また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減により事業費の縮減に努めていただきたい。



事務担当:県土整備部河川課

ダム班

TEL

6 水資第 8 6 - 1 号 令和 6 年 7 月 2 2 日

国土交通省中部地方整備局長 殿独立行政法人水資源機構理事長 殿

愛知県知事

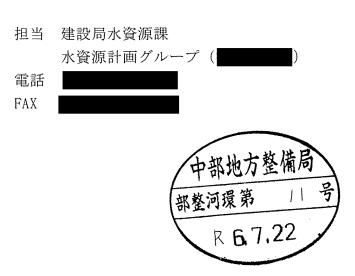
木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付け国部整河環第17号・ダ事第27号で意見聴取がありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、意見はありません。

なお、本事業の着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

記

- 1 本事業の「コスト縮減」及び「効果」について、しっかりと検証されたい。
- 2 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 3 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないように されたい。
- 4 関係市町の意見を尊重し、丁寧に対応されたい。



6水資第86-1号 令和6年7月22日

国土交通省中部地方整備局長 殿独立行政法人水資源機構理事長 殿

愛知県知事

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取 について (回答)

令和6年6月21日付け国部整河環第17号・ダ事第27号で意見聴取がありました木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、意見はありません。

なお、本事業の着手に際しては、別途、事前協議を求めます。加えて、下記のとおり要望します。

記

- 1 本事業の「コスト縮減」及び「効果」について、しっかりと検証されたい。
- 2 県の財政的な負担の軽減を図られたい。
- 3 県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないように されたい。
- 4 関係市町の意見を尊重し、丁寧に対応されたい。

担当 建設局水資源課 水資源計画グループ ( 電話 FAX

受付第60号6.7.22独立行政法人水資源機構

6上計水第7号 令和6年7月8日

国土交通省中部地方整備局長 佐藤 寿延 様 独立行政法人水資源機構 理事長 金尾 健司 様

名古屋市長 河村 たかし

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

令和6年6月21日付、国部整河環第17号及びダ事第27号で照会のありました 標記の件については、下記の通り回答します。

なお、検証終了後、事業を進めるにあたっては、事業費の精査と縮減に努めるとと もに、早期完成を図っていただきますようお願いします。

また、令和5年2月28日付けで本市が提案した、安心・安全でおいしい水道水の 安定供給をはじめとする新用途の早期実現について、ご配慮いただきますようお願い します。

記

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案 に対して異議はありません。

[担当]

上下水道局水道計画課

Tel



6上計水第7号 令和6年7月8日

国土交通省中部地方整備局長 佐藤 寿延 様 独立行政法人水資源機構 理事長 金尾 健司 様

名古屋市長 河村 たかし

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

令和6年6月21日付、国部整河環第17号及びダ事第27号で照会のありました標記の件については、下記の通り回答します。

なお、検証終了後、事業を進めるにあたっては、事業費の精査と縮減に努めるとと もに、早期完成を図っていただきますようお願いします。

また、令和5年2月28日付けで本市が提案した、安心・安全でおいしい水道水の 安定供給をはじめとする新用途の早期実現について、ご配慮いただきますようお願い します。

記

木曽川水系連絡導水路事業の検証に係る検討報告書(原案)案 に対して異議はありません。

